

「普通預金（教育資金贈与非課税口）に関する特約」の改定について

2018年10月12日

各 位

株式会社 三井住友銀行

当行で提供しております普通預金（教育資金贈与非課税口）に関する特約を下記の通り改定いたします。

記

1. 特約改定効力発生日

2018年11月15日

2. 特約改定の理由

領収書提出期間に係る文言の追記

3. 改定の内容

改定前	改定後
<p><b>4.【領収書等の提出方法等】</b> (1)教育資金の支払いに充てた金銭にかかる領収書その他の書類(電磁的記録を含む)で支払いの事実を証するもの(適用法令に規定される領収書等をいい、以下「領収書等」といいます。)の提出方法または提供方法は、領収書等に記載または記録された支払年月日の属する年(以下「教育資金支払年」といいます。)の翌年3月15日までに、当行所定の方法により提出または提供するものとします。</p>	<p><b>4.【領収書等の提出方法等】</b> (1)教育資金の支払いに充てた金銭にかかる領収書その他の書類(電磁的記録を含む)で支払いの事実を証するもの(適用法令に規定される領収書等をいい、以下「領収書等」といいます。)の提出方法または提供方法は、領収書等に記載または記録された支払年月日の属する年(以下「教育資金支払年」といいます。)の翌年3月15日までの<u>当行所定の期間に</u>、当行所定の方法により提出または提供するものとします。</p>

なお、改定後の特約全文については、当行ホームページ

(<http://www.smbc.co.jp/kojin/kyouikushikin/index02.html>) でご確認いただけます。

以 上